

三木市記者発表資料 (令和8年2月20日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
市民生活部 環境政策課	課長 石川孔明 (内線 2380)	生活環境係	0794-82-2000 (内線 2378)

タイトル
<b>次期ごみ処理施設整備に係る実施方針及び要求水準書等の公表</b>
<b>本件のポイント</b>
・令和8年度より事業者選定を実施するにあたり、事業の概要や事業者の選定方法等について示した実施方針と、施設として必要な性能を定めた要求水準書等を公表します。
<b>説明文</b>
<b>1 公表の内容</b> (1) 実施方針 事業の概要、事業方式、事業期間、事業者の選定方法等を示したもの。透明性と公平性を確保し、公募前に公表し、民間企業の準備期間を確保することにより多数の企業参入を促す。 (2) 要求水準書 ごみ処理施設の整備は高度な技術が必要となり、市で設計等を行うことが困難であることから、メーカーごとのノウハウを活かした提案を受けるため、処理施設等の性能を定めたもの。
<b>2 次期ごみ処理施設についての概要</b> (1) 整備する施設 メタン発酵施設、焼却施設及びリサイクルヤード等 (2) 施設用地 清掃センター西側隣接地 (3) 事業方式 DBO方式(設計・施工・運営を一括して民間企業が行う) (4) 予定 令和9年度中着工、令和14年度供用開始予定
<b>3 清掃センターからの変更点</b> (1) メタン発酵施設と焼却施設を併設したハイブリッド施設とする。 (2) メタン発酵施設により発生したメタンガス及び焼却施設で発生した熱の両方で発電する。 (3) あらごみの内、木質系ごみは破碎・焼却せず民間企業に処理を委託する。
<b>4 応募者条件</b> プラント設備の設計施工を行う企業、土木及び建築物の設計施工を行う企業、運転及び維持管理を行う企業から構成されるものとし、構成企業のうち1者以上



は三木市内に本社がある企業とする。

**5 公表日**

令和8年2月20日（金）

**6 ホームページ**

<https://www.city.miki.lg.jp/soshiki/22/90310.html>



本案件は次のSDGs目標に関連します。

11 住み続けられる  
まちづくりを

